２　法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。

一　別表第一号に掲げる固定電話番号

二　別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号

三　別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号

３　法第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条の罪（官公職を詐称し、又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）第一条第一項に規定する金融機関の従業者になりすまし、その他不正の方法をもって他人を欺いて、当該他人の預貯金通帳、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを窃取するものに限る。次号において同じ。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第三条の罪（刑法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　法第五十条の十の規定により法第五十条の二第一項の認定を取り消された者が法人又は団体である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人又は団体の役員であった者で、当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

四　法人又は団体であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十二の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［２　略］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第五及び様式第二によるものとする。

［２　略］

３　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　第五条第三項各号（第三号を除く。）に定める書類（第一号及び第二号に定める書類にあっては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）

［二　略］

４　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第三によるものとする。

［新設］

［新設］

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十一の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［２　同上］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

［２　同上］

３　［同上］

一　第五条第三項各号に定める書類

［二　同上］

［新設］